



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

ユニセフ日本型『子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）』

安平町は、令和3（2021）年12月17日、ニセコ町・宮城県富谷市・東京都町田市・奈良県奈良市とともに、日本で初めてのCFCI実践自治体となりました。

先月は、『「CFCI」って何？』をキーワードにしてご紹介しました。今回は、その中で少し触れた『子どもの権利条約（こどものけんりじょうやく）』について考えてみたいと思います。

子どもの権利条約の内容は？

子どもの権利条約は、1989年に国際連合（国連）が世界各国に提案し、日本では平成6（1994）年にこれを守ることを世界各国に約束したものです。

CFCIは、子どもに一番近い存在である市町村（安平町などの地方公共団体）が、この約束を守っていくための活動のことです。

日本では、この約束を守るため「児童福祉法（じどうふくしほう）」という法律の中で、この国の子どもたちとその周りにいる大人たちへ強いメッセージをおくっています。それは、「子どもたちの状況に応じた様々な“幸せ”を考えていこう！」という想いです。これを『子どもの最善の利益（こどものさいぜんのりえき）』と言っています。

子どもの権利条約では、大きく分けると次の4つの“権利”がすべての子どもたちに与えられるよう決められています。

なお、“権利”とは非常に難しいことばですが、「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」と考えてください。

子どもの権利条約で約束された4つのこと

①子どもの「尊厳確保（そんげんかくほ）」

～子どもも一人の人間として大人と等しい存在と認められること

②子どもの「成長する権利（せいちょうするけんり）」

～子ども時代を楽しく豊かに過ごすこと

Child
Friendly
Cities
Initiative

頭文字をとって「CFCI」と呼ばれます。

また、「子どもにやさしいまちづくり事業」として日本語訳が当てられています。